

# 全国司法書士女性会FAX通信285号 (2015年3月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

あおいさんの会

理事 岡 田 史 枝

去る3月14日11時から ホテルニューオオタニ 大阪において  
「滝川あおい お別れの会」が開催されました。

黙とうから始まり、司法書士法人 東大阪前川滝川事務所代表のご挨拶、全国司法書士女性会会長大城節子さん、神戸大学法学部時代の恩師 三井誠教授ご友人の平澤理恵さんが追悼のお言葉を述べられました。

弔電披露、献花と続き、あおいさんの二男の晃さんによるお礼の言葉で締めくくられました。

参加者のいずれもが、ご自分の知らないあおいさんの多くの姿や功績を知り、本当にすごい人だった、つくづく偉大な人を失ったと、感じたことと思います。

その後2つのグループに分かれて、お食事会をしました。

私は、全国司法書士女性会主催の部屋に行きましたので、もうひとつのグループの様子は存じませんが、私の参加した部屋では、20人ばかりが、あおいさんの思い出話に花を咲かせ、和やかなひと時を持ちました。

一人ずつが、あおいさんの思い出をお話ししましたが、私がお話しをしているときに、後方から原因のわからない「カチャッ」という大きな音がしました。

そこにあおいさんの気配を感じたのは、どうやら私だけではなかった様です。「私がいなくても、しっかり頑張るのよ」と背中を押されたのでしょうか。

これからも、私たち女性会は、あおいさんの遺志を継いで、司法書士のため、女性全体のために、弛まぬ活動を地道に続けたいと思います。

2015年3月19日

## 公明党に対する要望 面談

(最高裁判決を待たずに民法改正を求める)

全国司法書士女性会  
全国女性税理士連盟  
日本弁護士連合会

3月19日(木)13時30分から 衆議院第一議員会館 第一会議室において、公明党山口那津男代表・古屋範子副代表・魚住裕一郎参議院会長・高木美智代衆議院議員・大口善徳国会対策委員長・竹谷とし子衆議院議員・浮島智子衆議院議員・國重徹衆議院議員・佐々木さやか参議院議員他のご出席を賜り、最高裁判決を待たずに民法改正を求める旨の要望をした。

当全国司法書士女性会6名、全国女性税理士連盟7名、日本弁護士連合会3名の代表たちからそれぞれ同様の民法改正要望書をお渡しし、かねてより、判決を待たずに民法改正をすべきとの表明をされている公明党山口代表から改めて力強く同意義のお言葉を頂戴した。

当会からは、選択的夫婦別姓制度に向けた民法改正とともに、昨秋、各士業女性合同研修会にて決議された「旧姓による公的証明書の発行を求める」旨の要望をさせていただいた。

この後、公明党内にて法改正に向けた検討をされたのち、自民党との協議会が開かれる予定である。

法務省から夫婦別姓制度を含む民法改正案が提出されて19年が経過した。国に対し、民法改正を怠ってきたことを「立法不作為」として提訴されている「別姓訴訟」は最高裁判所、大法廷回付が決定されている。憲法判断が下されることは決定しており、違憲判決への期待は大きい。

私たちは、それを望む者のみが選択できる夫婦別姓制度が一刻も早く実現するよう、活動し続ける。

次ページに要望書を掲載しましたので、ご一読ください。会長 大城 節子

要望書（最高裁判決を待たずに民法改正を求める）  
公明党代表 山口 那津男 殿

2015年3月19日

全国司法書士女性会  
「別姓訴訟」弁護団  
全国女性税理士連盟  
連絡先 東京都渋谷区代々木2-15-2-201  
Tel03-3378-5262 F-03-3378-5895  
全国司法書士女性会 大城節子

拝啓、夫婦別姓制度に対するご理解を感謝申し上げます。私どもは、選択的夫婦別姓制度の早期実現を要望しております司法書士・弁護士・税理士です。この度、日本民法において夫婦別姓を認めていないことが憲法違反か否かが最高裁判所で判断されることになりました。

この憲法判断が合憲判決を見直す可能性が高いこと、家族法成立から120年がたち家族の態様が多様になっていること、法制審議会が民法改正案を答申し既に19年が経過していることなどを考慮し、判決前に民法改正を進めていただけるよう要望します。

#### 1、 選択的夫婦別姓制度の早期実現について

女性が婚姻等により姓の変更を行う場合、それまでに使用してきた姓名は個人の特定に不可欠であるとともに、のれん、看板名という財産的価値を有することとなる。この財産的価値を維持しつつ、婚姻後においても業務を継続するためには、選択的夫婦別姓制度を認めていただきたい。

2、婚姻により姓が変更した場合に、旧姓使用制度により業務を旧姓で行う場合について、公的証明書（印鑑証明書、免許証、パスポート等）を旧姓で発行していただきたい。

（2014年11月15日各士業女性合同研修会決議）

#### （1）、方法

住民基本台帳法7条の改正により、「旧姓により公的証明書の発行を求める」と記載する場合には、公的証明書の発行を一律旧姓によること。

また、そのために、印鑑証明書、免許証、パスポート等について、各法律の改正を行う。

#### （2）、理由

司法書士・弁護士・税理士の場合、婚姻等において姓が変更した場合、旧姓使用制度を利用することにより看板、名刺の使用を継続し、これまでに築いてきた顧客に対する信頼などの財産的価値を維持することができる。しかし、銀行においては、旧姓による通帳発行には対応されておらず、旧姓使用を行っていることから、職務上の姓と銀行通帳の姓が異なる理由を、取引や業務ごとに顧客に説明する不便を強いられる。